

議案第47号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

介護補償の限度額等を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「10万4,570円」を「10万4,950円」に改め、同項第2号中「5万6,790円」を「5万7,030円」に改め、同項第3号中「5万2,290円」を「5万2,480円」に改め、同項第4号中「2万8,400円」を「2万8,520円」に改める。

付則第8条第1項の表傷病補償年金の部(1)の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の付則第8条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支

給すべき事由が生じた傷病補償年金で適用日前の期間について支給すべきもの及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに改正前の付則第8条第1項の表の規定に基づく傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び同条第3項の表の規定に基づく休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。